

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので、令和元年第11回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>資料確認 確認終了</p> <p>出席確認 本日は、委員総数15名中14名の出席です。12番上原委員から欠席の連絡がありました。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋国会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。1番 小川委員、4番 一丸委員を指名しますので、よろしくお願いします。</p> <p>それでは、さっそく議案第63号 農地法第3条の規程による所有権移転の許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第63号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号35番 土地の所在は、国東町富来字 [REDACTED] 番、地目が畑、面積は570㎡、外に畑が2筆、田が8筆の合計11筆で9,290㎡になります。渡人は、国東町富来の [REDACTED] さん、受人は、同じく国東町富来の [REDACTED] さんです。申請事由は、渡人は、息子に農地を譲り管理・耕作を任せるためと、受人は、父親から譲り受けた農地を管理・耕作するとなっています。譲渡による所有権移転です。</p> <p>次に申請番号36番 土地の所在は、国見町岐部字 [REDACTED] 番、地目が田、面積は598㎡、外に田が2筆の合計3筆で2,434㎡になります。渡人は、国東町富来浦の [REDACTED] さん、受人は、国見町岐部の [REDACTED] さんです。申請事由は、渡人は、高齢により管理できないためと、受人は、経営規模の拡大となっています。譲渡による所有権移転です。</p>

議 長	<p>議案第63号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請の申請番号35番、36番について、事務局より説明がありました。ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>それでは、議案第63号の申請番号35番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>議案第63号、申請番号35番については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に議案第63号の申請番号36番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>議案第63号、申請番号36番については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第64号 農地法第5条の規程による農地転用の許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、議案第64号 農地法第5条の規程による農地転用の許可申請について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号16番については、書類が一部提出されなかったので取り下げとし、書類が提出されれば次回の総会で提案いたします。</p> <p>次に申請番号17番 土地の所在は、国東町鶴川字■■■■番■■、地目が畑、面積は1,047㎡です。渡人は、国東町鶴川の■■■■さん、受人は、同じく国東町鶴川の■■■■さんです。用途は、植林です。申請事由は、クヌギを植林し、椎茸の原木にしたいためとなっています。本来なら本人が4条申請をすべきところですが、高齢のため5条申請で提案します。申請地は、</p>

国東市役所から1km程のところであり、北側は畑、東側は里道を挟んで宅地に、南側と西側を山林に囲まれた農用地区域外の畑で、第2種農地と判断できます。売買による所有権移転です。

次に申請番号18番 土地の所在は、国東町中田字■■■■番■■、地目が畑、面積は526㎡です。渡人は、国東町中田の■■■■さん、受人は、国東町中田の■■■■さんです。用途は境内用地です。申請事由は、永代供養墓としてお墓に代わる施設利用のニーズに対応するため、納骨堂を建立するためとなっています。この土地には、平成9年に境内にあった弘法大師堂の焼失により、無申請で弘法大師堂が再建されているため、始末書が提出されています。申請地は、北側はお寺の境内地で、東側は畑、南側は原野でその先は5mほど低くなり、廃校になっている学校用地が広がっています。西側は墓地があり、農業公共投資の対象となっていない農用地区域外の畑で、第2種農地と判断できます。使用貸借権による所有権移転です。

議 長

議案第64号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申請、申請番号17番、18番について事務局より説明がありましたが、質疑等ございませんか。

(質疑なし)

議 長

それでは、議案第64号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申請、申請番号17番について承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

議案第64号、申請番号17番について、全会一致で承認されました。

次に、同じく申請番号18番について承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

議案第64号、申請番号18番について、全会一致で承認され

議 長	<p>ました。</p> <p>次に議案第65号 農用地利用集積計画について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第65号 農用地利用集積計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>利用権の設定が、総数が158筆で178,427㎡、内訳としては、田が156筆で177,381㎡、畑が2筆で1,046㎡となります。</p> <p>新規設定は、39筆で50,974㎡、更新設定は、119筆で127,453㎡です。詳細につきましては、資料の3ページから10ページをご確認ください。</p>
議 長	<p>議案第65号 農用地利用集積計画について説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>それでは、議案第65号 農用地利用集積計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>議案第65号 農用地利用集積計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>続いて議案第66号 農地利用配分計画について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第66号 農地利用配分計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>配分計画が、総数が11筆の10,180㎡で、全て田となります。詳細につきましては、資料の11ページから12ページをご確認ください。</p>

議 長	<p>議案第66号 農用地利用配分計画について、説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>それでは、質疑が無いようなので、議案第66号 農用地利用配分計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>議案第66号 農用地利用配分計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>議案については、以上であります。</p> <p>それでは、以上を持ちまして本日の総会を終了いたします。</p> <p>議 長</p> <p>議事録署名委員</p> <p>議事録署名委員</p>